弁護士法人 デイライト法律事務所
DAYLIGHT LAW FIRM

Daylight Times

経営者・法務担当者のためのニュースレター

2026 年 12 月号

Page 1

弁護士法人デイライト法律事務所は、労務、ビジネス関連のニュースや当事務所の近況などを、ニュースレターとして不定期にお送りさせていただいております。四季折々のお手紙としてご理解いただき、当事務所の近況やご挨拶のほか、企業法務に携わる方に少しでもお役に立てる情報となれば幸いです。

今月の内容
- 残業が80時間を超えたらどうなる？弁護士が罰則や対処法について解説
- いよいよ本格化？「給与デジタル払い」導入に向けた企業の実務対応
- モラハラ妻の特徴と対処法｜疲れた夫のための診断チェック
- 別居婚とは？メリットやデメリット・注意点を弁護士が解説

残業が80時間を超えたらどうなる？弁護士が罰則や対処法について解説

残業80時間を超えると何が問題？

労働基準法上、36協定を締結しても残業時間は月45時間が上限であり、単に協定を締結しただけでは月80時間の残業は違法となります。

特別条項を付せば「月100時間未満」まで延長できますが、限度を超えられるのは年6ヶ月まで、かつ直近2～6ヶ月の平均残業時間が80時間を超えてはならないという厳しい制約があります。

これに違反した場合は「6ヶ月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金」という罰則の対象となります。

残業が80時間を超えやすい状況と対処法

残業が80時間を超えやすい状況としては、次のようなものが挙げられます。

- 慢性的な人手不足
- 繁忙期による時期的な業務の集中
- 長時間労働をよしとする雰囲気

放置すれば悪循環に陥るため、短期的な人員計画を立てるなどの先手の対応や、研修等による地道な社風の転換を図ることが望まれます。

残業80時間を超えた場合の影響

月80時間超の残業は過重労働の水準であり、双方に深刻な影響を及ぼします。

従業員への影響
休息が不十分となり、過労死ラインに該当することで生命の危機や、うつ病などの精神疾患を引き起こすおそれがあります。

会社への影響
現場の離職者が続出するほか、月60時間超の割増率引き上げに伴う高額な残業代の支払い、さらに処罰や社会的信用の低下を招きます。

従業員側の対処法

心身を守るため、従業員側では以下の対策をとることが重要です。

- 健康管理に気を付ける
- 適切な残業代を請求する
- 専門家への相談

弁護士法人デイライト法律事務所

福岡オフィス　福岡市博多区博多駅前 2-1-1 福岡朝日ビル 7F
東京オフィス　東京都渋谷区渋谷3-27-11 祐真ビル本館 7F
大阪オフィス　大阪市北区梅田 1-1-3 大阪駅前第3ビル7F
北九州オフィス　北九州市小倉北区浅野 2-12-21 SS ビル 7・8F
ハワイオフィス　GROUP　DAYLIGHT LAW FIRM, LLLC
1600 Kapiolani Blvd. #610 Honolulu, HI 96814

事務所サイト www.daylight-law.jp　企業法務サイト www.komon-lawyer.jp



この記事についてのお問い合わせは、松村までお気軽にどうぞ。

会社側の対処法

月80時間を超える状況を早急に改善するため、会社側は次の取り組みを進めましょう。

- 不必要な労働時間の削減
- 残業の許可制の導入
- 人事評価方法の見直し
- 企業側の労働専門弁護士に相談

詳しくは下記ページをご覧ください。
https://www.komon-lawyer.jp/qa/80h/
残業が80時間を超えたらどうなる？弁護士が罰則や対処法について解説

いよいよ本格化？「給与デジタル払い」導入に向けた企業の実務対応

給与デジタル払いの法的根拠

長年、労働基準法第24条1項により、賃金は「通貨による直接払い」または例外としての「銀行口座等への振込み」に限定されてきました。

しかし、労働基準法施行規則第7条の2が改正され、厚生労働大臣の指定する資金移動業者の口座（決済アプリのアカウント等）へ直接給与を振り込む「給与デジタル払い」が新たに解禁されました。

実際に指定を受ける決済事業者も続々と登場しており、今後、従業員から「〇〇ペイなどのアプリで給与を受け取りたい」という要望を受ける企業が増加することが予想されます。

導入するための必須条件（厚労省通達に基づく対応）

給与デジタル払いは、会社が一方的に「今月からデジタル払いにします」と決めることはできません。

厚生労働省の通達により、以下の厳格なルールを遵守することが義務付けられています。

- 事業場の過半数労働組合（または過半数代表者）との間で「労使協定」を締結すること
- デジタル払いを希望する従業員に対し、制度の詳細を説明した上で「個別の同意」を得ること

なお、希望しない従業員に対してデジタル払いを強制することは同通達において明確に禁止されており、従来通りの銀行振込や現金払いといった選択肢は必ず残しておく必要があります。

実務上の注意点「代替口座の指定」

実務上、同通達で厳格に求められている注意点が「代替口座の指定」です。

資金移動業者のアカウントは、資金決済法等の規制により100万円を超える残高を持つことができず、上限を超えた分は速やかに銀行口座等へ退避させる仕組みが必須となっています。

そのため、従業員からデジタル払いの同意を得る際には、必ず紐づけ先となる銀行口座（代替口座）も併せて指定してもらう必要があります。

企業に求められる対応



給与デジタル払いの対応は、多様な働き方を推進する企業として採用活動でのアピールポイントになります。

一方で、労使協定の締結、就業規則や賃金規程の改定、給与計算システムの設定変更など、人事労務担当者等の実務負担は決して小さくありません。

導入に際しては、労働基準法や関連通達に反する法的手続きの漏れがないよう、まずは労働問題に強い弁護士へお早めにご相談ください。

詳しくはこちらをご覧ください。
https://www.komon-lawyer.jp/
企業法務に精通した弁護士が中小企業を強力にサポート

モラハラ妻の特徴と対処法｜疲れた夫のための診断チェック

モラハラ妻の特徴と診断チェック｜見分け方のポイント

①夫をないがしろにする、②自分は正しいと信じる、③家庭の内と外では態度が違うなどの特徴があります。

モラハラ妻には、具体的には、次のような言動が見られる場合が多いです。

モラハラ妻の特徴と診断チェックリスト

＜態度・コミュニケーション＞

□ 理由なく夫を無視する、夫と口をきかなくなる
□ 理由なく不機嫌な態度をとる
□ 夫の前で大袈裟にため息をついたり、舌打ちをしたりする
□ 思い通りにならないとすぐに激昂する（ヒステリーを起こす）
□ 夫の意見を聞かない
□ 自分の意見や基準を夫に押しつける

＜言葉による攻撃＞

□「役立たず」「稼ぎが悪い」「男のくせに」などと言って夫を侮辱する
□ 夫の容姿、学歴、職業、趣味などをバカにする
□ 夫の親族や友人をバカにする
□ 夫のささいなミスを執拗に責め立てる
□ ささいなことですぐ「離婚」と言う

＜行動による支配・拒絶＞

□ 夫が大事にしている物（仕事や趣味の道具など）を乱暴に扱う、壊す、勝手に捨てる
□ 夫のスマホやカバンの中身を勝手にチェックする
□ 夫を家から閉め出す
□ 夫の食事だけ作らない
□ 子どもに夫の悪口を吹き込む
□ 夫を邪魔者扱いするなどして孤立させる

＜外面＞

□ 家の外では「いい妻」「いい母親」に見えるように振る舞っている

モラハラ妻になる原因

主な原因として、以下の5つが挙げられます。

モラハラ妻になる原因


特権意識を持っている


自己肯定感が低い


出産・育児・家庭環境への過度なストレス


夫が真面目で優しすぎることによるエスカレート


過去のトラウマや親からのモラハラ体験がある

関係改善は不可能？「別れたほうがいい妻」の判断基準

妻に自覚があれば修復の余地はあります。

しかし、以下の場合は別居や離婚を検討すべきです。

別居・離婚を検討すべき「危険なモラハラ妻」の特徴


心身の不調が出ている


子どもに対してもモラハラ言動が及んでいる


モラハラを指摘すると逆上し、一切の反省・自覚がない

モラハラ妻への5つの対処法

対処法としては以下が挙げられます。

- 没頭できることを見つける
- モラハラ妻に効く「わたしメッセージ」を使う
- 妻と話し合う
- カウンセリングをすすめる
- 別居して距離を置く

モラハラ妻へのNG行動と注意点

事態悪化を防ぐため、次の言動には注意が必要です。

モラハラ妻へのNG行動と注意点

- 暴力や怒鳴り返す
- 衝動的な別居
- 証拠を残さない
- 独りで抱え込む



モラハラ妻に悩んだら相談すべき窓口と活用法

支援センターやDV相談ナビ（#8008）のほか、モラハラに精通した弁護士への相談が不可欠です。

詳しくは下記ページをご覧ください。
https://www.daylight-law.jp/divorce/qa/moratsuma/
モラハラ妻の特徴と対処法｜疲れた夫のための診断チェック

別居婚とは？メリットやデメリット・注意点を弁護士が解説

別居婚とは？

別居婚とは？

法律上の夫婦関係（婚姻関係）がありながらも、同居をせずに別居をしている夫婦の生活形態のことをいいます。

別居婚のポイント

- あくまでも夫婦関係が円満であること
- お互いが納得した上で敢えて別々に生活することを選択している状態であること



別居婚とは、法律上の婚姻関係がありながら同居せず別々に暮らす形態を指します。

夫婦関係が円満であることを前提として双方が納得して選択する点で、不仲による別居とは区別されます。

双方の希望による別居であれば同居義務違反にはなりませんが、同居義務に反する合意は法律上無効である点には注意が必要です。

別居婚のメリットとデメリット

別居と結婚双方の利点を得られる一方、特有のデメリットも存在します。

別居婚のメリット

- 生活スタイルや仕事の自由度が高い
- 生活面での対立や衝突が起こりにくい
- 相続権や税控除など法律婚のメリットを得られる

別居婚のデメリット

- 住居費など夫婦全体の生活費がかさむ
- 双方が納得していないとうまくいかない
- 不倫の可能性が高くなる

別居婚での夫婦双方の注意点

別居婚での夫婦双方の注意点

- 離婚したいときに別居を破綻の根拠にできない
- 別居していることを理由に離婚を請求される可能性がある
- 夫婦としての権利や義務が生じる



別居婚で妻側が特に注意したいこと

各自で別々に財産形成をしている場合、協力して築いた財産がないとして財産分与を請求できない可能性があります。

ただし、共同の貯蓄や家事等のサポートがあれば対象になり得ます。

別居婚がうまくいかないときの対処法について詳しくは下記ページをご覧ください。
https://www.daylight-law.jp/divorce/qa/bekkyokon/
別居婚とは？メリットやデメリット・注意点を弁護士が解説

※転記フリー※
このニュースレターは転記フリーです。
役に立つと思ったら、転記していただいて結構です。
今回の記事に関するお問い合わせはこちらまで
弁護士　松村雄大
e-mail　info@daylight-law.jp

デイライト法律事務所には、各分野に強い弁護士が複数在籍しております。
お困りのことがありましたらぜひご相談ください。

企業法務 / 労働問題
離婚・男女問題
相続 / 事業承継
交通事故 / 人身障害
刑事 / 企業犯罪
破産再生

ご予約専用フリーダイヤル 0120-783-645 24時間 365日 電話受付